

お知らせ

国土交通省が皆様のご協力により進めております「一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事」については、令和5年1月27日付けで、土地収用法による事業の認定の告示がありました。また、同日付けで起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されておりましたが、令和6年2月16日付けで、一部の土地について手続開始の告示がありました。このため、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

記

1. 手続開始の告示があった土地

イ 収用の部分

とやま なんと とがむらいわぶち げんだじ くぼひら
富山県南砺市利賀村岩渕字見田地及び字久保平地内

ロ 使用の部分

なし

2. 収用又は使用の手続を保留する土地（以下「手続保留地」といいます。）

とやま なんと とがむらおしぼ ひがしやま きたうら みやのひら とがむらきたまめに たかみね しもやま
富山県南砺市利賀村押場字 東 山、字北浦及び字 宮 平、利賀村北豆谷字高峰及び字下山、
とがむらのおおめだに くずやま とがむら とがむら むかいやま ひがしやま おしだにやま やはりしもじま したじま
利賀村大豆谷字葛山、利賀村、利賀村字向 山、字 東 山、字押谷山、字矢張下島、字下島
むこうじま とがむらいわぶち とがむらいわぶち たのひら むかいじま とがむらきたじま くぼた
及び字向 島、利賀村岩渕、利賀村岩渕字田ノ平、字向 島 並びに利賀村北島字久保田、字
かわひがし うわのじま
川 東 及び字上野嶋地内

(注) 前記1の土地の範囲を表示する図面は、南砺市役所（建設維持課）をご覧ください。

3. 土地価格の固定について

前記1の土地については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があった日をもって価格が固定されることとなります。

4. 関係人の範囲の制限について

手続開始の告示があった日以後に、前記1の土地に関して新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

5. 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、前記1の土地の形質を変更し、若しくは手続開始の告示があった日以後において工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ富山県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ただし、手続保留地については、明らかに事業に支障を及ぼすような土地の形質の変更をする場合を除き、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

6. 裁決申請の請求について

裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記1の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利を持っている土地について、国土交通省に対し、裁決申請を行うよう請求することができます。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

7. 補償金の支払請求について

前記1の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記5の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

8. 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、前記1の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後に直接、富山県収用委員会あてにすることができます。

9. パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法第28条の2の規定による補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所（用地課）、又は南砺市役所（建設維持課）において下されば配布いたします。

その他不明な点については、下記事務所に照会してください。

連絡先

国土交通省 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所 用地課

住所：砺波市太郎丸1丁目5番10号

電話：0763-33-4704（用地課直通）